無形文化遺産の保護に関する第10回政府間委員会における議論の概要と課題

二　神　葉　子

1．はじめに

UNESCOの無形文化遺産の保護に関する条約（略称：無形文化遺産保護条約）は2016年１月20日現在、166カ国[1]の締約国を有する。無形文化遺産保護条約の成立は2003年で、1972年に成立した世界遺産条約に比べればその歴史は浅い。しかし、上記のような締約国の数の多さや、2009年から2015年に246件の無形文化遺産が代表一覧表に記載されていることから[2]、無形文化遺産保護条約は国際社会における知名度を得ているといえるだろう。日本は世界で３番目に無形文化遺産保護条約を受諾し、現在までに人類の無形文化遺産の代表的な一覧表（以下、代表一覧表）に22件の案件を記載している。この、代表一覧表への記載をはじめとした無形文化遺産保護条約の履行に関する審議が行われるのが「無形文化遺産の保護に関する政府間委員会（以下、政府間委員会）」で、現在までに10回が開催されている。ここでは、第10回政府間委員会について、代表一覧表への記載に関連した議論を中心にその概要を紹介する。

2．無形文化遺産保護条約第10回政府間委員会

無形文化遺産保護条約第10回政府間委員会は、2015年11月30日～12月４日、ウィントフック・カントリー・アンド・リゾート（ウィントフック、ナミビア）で開催された。議長は、Ms. Trudie Amulungu（ナミビア）（UNESCO代表部大使）、委員国の中からUNESCOの選挙グループごとに１カ国ずつが選ばれる副議長国はベルギー、ハンガリー、ブラジル、インド、チュニジアである。全ての議事を記録・報告するラポラトゥールはMr. Ahmed Aly Morsi（エジプト）の予定であったが不参加であったため副議長国のベルギーが務めた[3]。政府間委員会で議決権のある委員国は、締約国総会で全締約国の中から24カ国が選ばれ、任期は４年で、１年おき（西暦の下1桁が偶数の年）に開催される締約国総会で半数が改選される。第10回政府間委員会に際しては改選がなく、委員国は昨年と変更はない。

グループⅠ（西欧及び北米地域）：ベルギー、ギリシャ、トルコ

グループⅡ（中・東欧地域）：ブルガリア、ハンガリー、ラトビア

グループⅢ（ラテンアメリカ・カリブ海地域）：ブラジル、ペルー、セントルシア、ウルグアイ

グループⅣ（アジア太平洋地域）：アフガニスタン、インド、キルギス、モンゴル、韓国

グループⅤ(a)（アフリカ地域[4]）：コンゴ、コートジボワール、エチオピア、ナミビア、ナイジェリ

表１　無形文化遺産保護条約第10回政府間委員会　議事一覧

議題番号	議題名称
1	Opening of the session（委員会の開会）
2	Adoption of the agenda of the tenth session of the Committee　（議事の採択）
3	Admission of observers（オブザーバーの承認）
4	Adoption of the summary records of the ninth session of the Committee（第９回政府間委員会議事録等の採択）
5	Amendment to the Rules of Procedure to include provisions governing voting by secret ballot（秘密投票の運営に関する条項を含む手続規則の改訂）
6.a	Examination of the reports of States Parties on the implementation of the Convention and on the current status of elements inscribed on the Representative List of the Intangible Cultural Heritage of Humanity（条約履行及び代表一覧表記載案件の現状に関する締約国の報告審議）
6.b	Examination of the reports of States Parties on the current status of elements inscribed on the List of Intangible Cultural Heritage in Need of Urgent Safeguarding（緊急保護一覧表記載案件の現状に関する締約国の報告審議）
6.c	Reports of States Parties on the use of international assistance from the Intangible Cultural Heritage Fund（無形文化遺産基金からの国際的援助の使用に関する報告審議）
7.a	Report by the Committee to the General Assembly on its activities (June 2014 to June 2016)（締約国総会への委員会からの活動報告（2014 年６月～2016 年６月））
7.b	Report by the Secretariat on its activities（事務局の活動報告）
8.	Draft plan for the use of the resources of the Intangible Cultural Heritage Fund in 2016-2017（2016 年-2017 年の無形文化遺産基金の資源の使用についての案）
9	Voluntary supplementary contributions to the Intangible Cultural Heritage Fund（無形文化遺産基金への自発的な追加的貢献）
10	Report of the Evaluation Body on its work in 2015（評価機関の 2015 年における業務の報告）
10.a	Examination of nominations for inscription on the List of Intangible Cultural Heritage in Need of Urgent Safeguarding（緊急保護一覧表記載への提案審議）
10.b	Examination of nominations for inscription on the Representative List of the Intangible Cultural Heritage of Humanity（代表一覧表への提案審議）
10.c	Examination of requests for International Assistance　（国際的援助要請の審議）
11	Modification of the name of an inscribed element（記載済案件の名称変更）
12	Establishment of the Evaluation Body for the 2016 cycle（2016 年サイクルでの評価機関の設置）
13	Number of files submitted for the 2016 cycle and number of files that can be treated in the 2017 and 2018 cycles（2016 年サイクルに提出された提案書の件数、2017 年及び 2018 年サイクルで取り扱う提案書の件数）
14.a	Draft amendments to the Operational Directives on safeguarding intangible cultural heritage and sustainable development　（無形文化遺産の保護と持続的発展に関する運用指示書の改訂案）
14.b	Draft amendments to the Operational Directives on the Referral option（情報照会オプションに関する運用指示書の改訂案）
14.c	Draft amendments to the Operational Directives on the schedule of non-governmental organizations accreditation（NGO の認定のスケジュールに関する運用指示書の改訂案）
15.a	Expert meeting on a model code of ethics（倫理規範に関する専門家会議）
15.b	Guidelines for the treatment of correspondence with regard to periodic reports（定期報告に係る書簡の取り扱いに関するガイドライン）
15.c	Follow-up on audits and evaluations（外部監査及び評価に関するフォローアップ）
16	Accreditation of new non-governmental organizations and review of accredited non-governmental organizations（NGO の適格性認定及び評価）
17	Date and venue of the Eleventh session of the Committee（第 11 回委員会開催時期及び場所）
18	Election of the members of the Bureau of the eleventh session of the Committee（第 11 回委員会ビューローメンバー選出）
19	Other business　（その他）
20	Adoption of the List of Decisions（決議リストの採択）
21	Closure of the session　（委員会の閉会）

ア、ウガンダ

グループⅤ(b)（アラブ地域）：アルジェリア、エジプト、チュニジア

第10回政府間委員会の議題は表1に示す21件である。このうち、実質的な討議が行われた網掛けで示す議題について、以下にその概要を述べる。

2−1　評価機関の活動（議題10、15.c）

2014年の第９回政府間委員会までは、代表一覧表については補助機関、その他は諮問機関という２つの組織が提案書について検討し、勧告を行っていた。第９回政府間委員会において、2015年の緊急保護一覧表及び代表一覧表記載への提案、ベスト・プラクティス、及び25,000米ドルを超える国際的援助の要請の評価の任にあたる単一の組織として評価機関（Evaluation Body）を設置した[5)]。この評価機関は、さまざまな分野の無形文化遺産の専門家により構成され、６名はUNESCOの各選挙グループ（地域区分）から１名ずつの委員国以外の締約国、６名はやはり各選挙グループから各１団体の認定NGOの専門家とされる。第９回政府間委員会では、下記に示す６名・６団体の評価機関構成員を選出した。第10回政府間委員会での審議に向けての評価機関の議長は、アラブ地域から選出されたMr. Ahmed Skounti（モロッコ）、副議長はウガンダ比較文化協会のMs. Emily Drania Drani、ラポラトゥールは国際伝統音楽協議会（ICTM）のMs. Naila Ceribašićが務めた。

委員国以外の締約国の専門家（Expert representatives of States Parties non-Members of the Committee）

選挙グループⅠ（西欧・北米）: Ms. Amélia Maria de Melo Frazão Moreira (Portugal)

選挙グループⅡ（東欧）: Mr. Saša Srećković (Serbia)

選挙グループⅢ（ラテンアメリカ・カリブ）: Mr. Víctor Rago (Bolivarian Republic of Venezuela)

選挙グループⅣ（アジア太平洋）: 岩崎まさみ（Ms. Masami Iwasaki）(Japan)

選挙グループⅤ(a)（アフリカ）: Mr. Sidi Traoré (Burkina Faso)

選挙グループⅤ(b)（アラブ）: Mr. Ahmed Skounti (Morocco)

認定NGO（Accredited non-governmental organizations）

選挙グループⅠ: Nederlands Centrum voor Volkscultuur / Dutch Centre for Folklore and Intangible Heritage

選挙グループⅡ: International Council for Traditional Music (ICTM)

選挙グループⅢ: Associação dos Amigos da Arte Popular Brasileira – Museu Casa do Pontal/ Association of Friends of Brazilian Folk Art – Casa do Pontal Museum

選挙グループⅣ: 中国民俗学会 / China Folklore Society (CFS)

選挙グループⅤ(a): The Cross-Cultural Foundation of Uganda (CCFU)

選挙グループⅤ(b): The Syria Trust for Development

１回の政府間委員会における提案書の審議件数に対しては、2013年の第８回政府間委員会で代表一覧表、緊急保護一覧表、ベスト・プラクティス、国際的援助の合計で50件とする上限が設定されてい

る。2015年の第10回政府間委員会での審議に関しては、2014年３月31日の締め切りまでに提出された提案書に対し、50件の審議対象案件を選ぶために次に示す優先順位が設けられた。優先度[i]として代表一覧表などに記載された案件を全く有しない締約国からの提案（14件）及び緊急保護一覧表への記載提案（９件）、優先度[ii]として複数国による提案（７件）、及び優先度[iii]としてこれまでに記載された案件が所定の件数（今回は７件[6)]）を超えない締約国からの提案（20件）である。一方、11カ国（ベルギー、中国、クロアチア、フランス、インド、日本、メキシコ、韓国、スペイン、トルコ、ベトナム）は提案書を提出したものの、これらの優先順位に該当せず、2015年の検討の対象外となった。しかし、50件の提案書のうち、事務局が不完全であると指摘し改善を求めた３件が提案を取り下げ、２件は改訂が完了せず期日までに評価機関に送付できなかった。このように、検討対象となる提案書が予定より減少したため、2016年に検討予定だったサウジアラビアの提案（2014年に情報照会決議）を前倒しして検討対象とすることになり、最終的に、第10回政府間委員会での評価機関の検討対象とされた提案書は45件となった。

第10回政府間委員会では、緊急保護一覧表への記載、代表一覧表への記載及び25,000米ドルを超える国際的援助要請について評価機関による評価が行われ、委員会での検討を経て最終的な決議が行われた。なお、ベスト・プラクティスは、今回は提案がなかった。

緊急保護一覧表への記載（議題10.a）へは８件が提案され、うち記載は５（勧告３）件、不記載１（勧告５）件、審議前に取り下げた提案は２件であった。不記載勧告を受けた提案５件のうち２件は、委員会での審議に臨んだ上、記載を決議されている。

表２－１　緊急に保護する必要がある無形文化遺産の一覧表記載への提案案件（8件）

決議案番号	締約国	案件名称	提案書No.	勧告	決議
10.a.1	ボツワナ	Dikopelo folk music of Bakgatla ba Kgafela in Kgatleng District（クガトレン地区のバクガトラ・バ・クガフェラ文化における民俗音楽ディコペロ）	1088	不記載	取下げ
10.a.2	コロンビア	Traditional Vallenato music of the Greater Magdalena region（大マグダレナ州の伝統的なヴァジェナート音楽）	1095	不記載	記載
10.a.3	エジプト	Traditional hand puppetry（伝統的な指人形）	1020	不記載	不記載
10.a.4	イラン	Traditional knowledge and skills of constructing Baadgirs (wind catchers)（バードギール（通風塔）建設の伝統的な知識と技能）	1111	不記載	取下げ
10.a.5	モンゴル	Coaxing ritual for camels（ラクダをなだめる儀式）	1061	不記載	記載
10.a.6	ポルトガル	Manufacture of cowbells（カウベルの製造）	1065	記載	記載
10.a.7	マケドニア	Glasoechko, male two-part singing in Dolni Polog（ドルニ・ポログの男声二部合唱グラソエチコ）	1104	記載	記載
10.a.8	ウガンダ	Koogere oral tradition of the Basongora, Banyabindi and Batooro peoples（バソンゴラ、バニャビンディ及びバトーロの人々によるコーゲレ口承伝統）	911	記載	記載
			記　載	3	5
			不記載	5	1
			取下げ	-	2
			合　計	8	8

各案件の提案書及び添付資料URL http://www.unesco.org/culture/ich/en/10a-urgent-safeguarding-list-00780

表２－２　人類の無形文化遺産の代表的な一覧表への記載提案案件（35件）

決議案番号	締約国	案件名称	提案書No.	勧告	決議
10.b.1	アフガニスタン	Attan（アッタン）	986	情報照会	情報照会
10.b.2	アルジェリア	Sbuâ, annual pilgrimage to the zawiya of Sidi El Hadj Belkacem in Gourara（スブア、グーララのエル・ハディ・ベルカセムのザーウィヤへの毎年の巡礼）	667	記載	記載
10.b.3	アンドラ、スペイン、フランス	Summer solstice fire festivals in the Pyrenees（ピレネー地方の夏至の火祭り）	1073	記載	記載
10.b.4	アルゼンチン	Filete porteño in Buenos Aires, a traditional painting technique（ブエノスアイレスのフィレテ・ポルテーニョ、伝統的な描画技法）	1069	記載	記載
10.b.5	アルメニア	Kochari, traditional group dance（コチャリ、伝統的な群舞）	1079	情報照会	情報照会
10.b.6	オーストリア	Classical horsemanship and the High School of the Spanish Riding School Vienna（古典的な馬術とウィーンのスペイン式乗馬学校の高等教育）	1106	記載	記載
10.b.7	アゼルバイジャン	Copper craftsmanship of Lahij（ラヒジュの銅加工技術）	675	記載	記載
10.b.8	バングラデシュ	Jatra traditional performing arts（ジャトラ伝統芸能）	1070	情報照会	情報照会
10.b.9	ボスニア・ヘルツェゴビナ	Konjic woodcarving（コニツ木彫）	1102	情報照会	情報照会
10.b.10	ブルガリア	Surova folk feast in Pernik region（ペルニク地方のスロヴァ民間祝祭）	968	情報照会	記載
10.b.11	ブルガリア、マケドニア、モルドバ、ルーマニア	Cultural practices associated to the first of March（3月1日に関連した文化実践）	1093	情報照会	情報照会
10.b.12	カンボジア、フィリピン、韓国、ベトナム	Tugging rituals and games（綱引きの儀式と競技）	1080	情報照会	記載
10.b.13	コロンビア、エクアドル	Marimba music, traditional chants and dances from the Colombian South Pacific region and Esmeraldas Province of Ecuador（マリンバ音楽、コロンビアの南太平洋地域およびエクアドルのエスメラルダス州の伝統的な歌唱と舞踊）	1099	記載	記載
10.b.14	北朝鮮	Tradition of kimchi-making in the Democratic People's Republic of Korea（朝鮮民主主義人民共和国のキムチ作りの伝統）	1063	記載	記載
10.b.15	ドミニカ	Son（ソン）	1053	情報照会	情報照会
10.b.16	エチオピア	Fichee-Chambalaalla, New Year festival of the Sidama people（フィチ・シャンバララ、シダマの人々の新年の祭り）	1054	情報照会	記載
10.b.17	ギリシャ	Tinian marble craftsmanship（ティノス島の大理石加工技術）	1103	記載	記載
10.b.18	インドネシア	Three genres of traditional dance in Bali（バリの３つのジャンルの伝統舞踊）	617	記載	記載
10.b.19	イタリア	Celebration of the Celestine Pardon（教皇ケレスティヌス5世の許しを讃える祭り）	994	情報照会	情報照会

10.b.20	カザフスタン、キルギス	Aitysh/Aitys, art of improvisation（アイティシュ/アイティス、即興の技術）	997	記載	記載
10.b.21	キルギス	Kok-boru, traditional horse game（コク・ボル、伝統的な馬による競技）	1067	情報照会	情報照会
10.b.22	ナミビア	Oshituthi shomagongo, marula fruit festival（オシトゥティ・シュマゴンゴ、マルーラの実の祭り）	1089	記載	記載
10.b.23	ナイジェリア	Eyo masquerade festival（エヨ仮装祭り）	1066	情報照会	情報照会
10.b.24	ペルー	Wititi dance of the Colca Valley（コルカ峡谷のウィティティ舞踊）	1056	記載	記載
10.b.25	ルーマニア	Lad's dances in Romania（ルーマニアのラドの舞踊）	1092	記載	記載
10.b.26	サウジアラビア	Alardah Alnajdiyah, dance, drumming and poetry in Saudi Arabia（アラルダ・アナジディヤ、サウジアラビアの踊り、太鼓および詩）	1196	情報照会	記載
10.b.27	スロバキア	Bagpipe culture（バグパイプ文化）	1075	記載	記載
10.b.28	スロベニア	Traditional production of the Kranjska klobasa（クランスカ・クロバサの伝統的な製造）	1022	不記載	取下げ
10.b.29	タジキスタン	Art of Chakan embroidery in Kulob（クリャーブのチャカン刺繍の技術）	1097	情報照会	情報照会
10.b.30	トルクメニスタン	Epic art of Gorogly（ゴログリーの叙事詩の技能）	1028	記載	記載
10.b.31	UAE、オマーン	Al-Razfa, a traditional performing art（アル・ラズファ、伝統的な芸能）	1078	記載	記載
10.b.32	UAE、サウジアラビア、オマーン、カタール	Arabic coffee, a symbol of generosity（アラビアコーヒー、寛容の象徴）	1074	記載	記載
10.b.33	UAE、サウジアラビア、オマーン、カタール	Majlis, a cultural and social space（マジリス、文化的社会的空間）	1076	記載	記載
10.b.34	ウズベキスタン	Ropewalking（綱渡り）	1087	情報照会	情報照会
10.b.35	ベネズエラ	Traditional knowledge and technologies relating to the growing and processing of the curagua（クラグアの栽培および加工に関する伝統的な知識と技術）	1094	記載	記載

記　載	19	23
情報照会	15	11
不記載	1	0
取下げ	-	1
合　計	35	35

各案件の提案書及び添付資料 URL　http://www.unesco.org/culture/ich/en/10b-representative-list-00779

表２－３　25,000米ドルを越える国際的援助要請案件（２件）

決議案番号	締約国	案件名称	要請額	提案書No.	勧告	決議
10.c.1	マラウィ	Safeguarding of Nkhonde, Tumbuka and Chewa proverbs and folktales（ニコンデ、トゥンブカおよびチェワのことわざと民話の保護）	US$90,533	1060	承認	承認
10.c.2	ケニア	Safeguarding of Enkipaata, Eunoto and Olng'esherr, three male rites of passage of the Maasai community（エンキパアタ、エウノトおよびオルングエシェル、マサイ集団の３つの男性の通過儀礼の保護）	US$144,430	888	不承認	不承認
				承　認	1	1
				不承認	1	1
				合　計	2	2

各案件の提案書及び添付資料 URL　http://www.unesco.org/culture/ich/en/10c-international-assistance-requests-00801

代表一覧表への記載（議題10.b）については、検討の対象となった35件のうち、記載23（勧告19）件、情報照会11（勧告15）件、不記載０（勧告１）件、取り下げ１件という結果であった。情報照会勧告を受けた提案のうち４件は、政府間委員会での審議を経て記載を決議されている。2014年の第９回政府間委員会では、不記載勧告を受けた提案は８件であったが、今回は１件と大幅に減少した。これは、第９回政府間委員会において、不記載を無形文化遺産保護条約上の無形文化遺産であると提案書から判断できない場合に限定したこと、また情報照会には追加情報を必要とする場合に加え、従来は不記載の条件とされていた書類上の内容不備を含めたことで、これまで不記載とされた提案のほとんどが情報照会とみなされたことによる。クランスカ・クロバサの伝統的な製造（スロベニア）は今回唯一不記載が勧告された案件で、その理由として評価機関は、商業的な動機を有する利益団体が行う証明書発行や製造工程の調整による「正統的な」状態に凍結されており、無形文化遺産保護条約第２条に定義される無形文化遺産ではないことを挙げている。

25,000米ドルを越える国際的援助の要請（議題10.c）については、提案された２件のうち１件が承認、１件が不承認を勧告され、勧告のとおり採択された。国際的援助の要請に関してはこれまでにも、書類作成が煩雑である点が要請件数の低さの要因であるとの委員国からの意見もあった中で、事務局から政府間委員会での審議にかける要請額の下限を10万米ドルに引き上げる提案がなされ、議題15.cで10万米ドルへの引き上げを採択するよう次の締約国総会に要請する決議が行われた。

以上の議題10で扱われた案件は表２－１～３のとおりで（案件名の和訳は筆者による仮訳）、評価機関の勧告と政府間委員会での決議をあわせて示す。各案件の提案書は、提案書の付属資料である画像や動画も含め、UNESCOの第10回政府間委員会関連ウェブサイト（http://www.unesco.org/culture/ich/en/10com）で閲覧可能である。

評価機関による評価及び政府間委員会での議論から要点を述べる。

評価機関の設置：評価機関は、単一の組織が代表一覧表や緊急保護一覧表など異なる体系について評価を行ったことで、評価の一貫性と安定性が得られたと述べた。委員国もこの意見に同意し、今後も評価機関による検討が継続されるよう希望した。

記入欄の指示と記述内容の不一致：提案書の書式で指示された記入項目と、記述内容とが一致していない提案書があったことが評価機関から指摘されている。評価は提案書の記載に基づいて実施し、指示と異なる場所に記載された情報は考慮しないのが原則である。ただし、記載すべき場所が誤っている場合も、機械的に考慮の対象外とするような対応は行われていない。ブルガリアから代表一覧表への記載が提案された「ペルニク地方のスロヴァ民間祝祭」では、提案書にインベントリー（目録）作成に対するコミュニティの関与に関する記述がないと指摘された。しかし、当該の内容が付属文書に記述されていることを理由としてこの登録基準は満たされていると主張する委員国があった。これについては、評価機関の勧告に反する決議を行うには特段の理由が必要であるとの考えから、別途、インベントリーに関連する内容については、インベントリーの抜粋もしくは提案書本体のインベントリーに関する項目のいずれかに必要な情報が記載されていれば可とすることが決議された。しかしインベントリー以外については、特に、コミュニティの定義が異なっているなど提案書内の項目ごとの内容の矛盾は看過できないことを評価機関が指摘している。

過去の勧告・決議との関連：モンゴルから緊急保護一覧表への記載が提案された「ラクダをなだめる儀式」では、過去に行った提案で登録基準を満たすとされたインベントリーについて、コミュニティの参加に関する記述がないとして不記載が勧告されていた。このことについて委員国からは、評価におけるインベントリーの比重が前回の提案時に比べて高まっており、その状況に十分対応できていないことは認めるものの、コミュニティの参加は提案書から読み取り可能との発言があり、記載が決議されている。一方、イタリアから代表一覧表への記載が提案された「教皇ケレスティヌス5世の許しを讃える祭り」では、過去の提案では認められた記載基準に関して、情報が更新されていないため満たしているとは認められないとして、情報照会が勧告された。このような、記載はされなかったものの、過去の決議や補助機関等の評価において満たされていた個別の記載基準について、同じ案件の再提案の際には自動的に満たされるとみなすべきではないかとの意見が一部の委員国から提起された。これに対して評価機関は、再提案までの間の進展に関する説明がなければ、記載基準を満たしているとはみなせないと反論し、その他の委員国の支持も得たため、当該案件は情報照会が決議されている。これにより、過去に記載基準を満たした項目であっても、全く内容が更新されていなければ、記載基準を満たさないと判断されることが確認された。

複数国による提案：複数国による提案において、一部の関係締約国で登録基準が満たされていないことを理由に情報照会が勧告された事例があった。カンボジア、フィリピン、韓国、ベトナムから代表一覧表への記載が提案された「綱引きの儀式と競技」では、カンボジアのインベントリーの抜粋が提出されていないとして情報照会が勧告された。当該案件に関しては、インベントリーは存在しており、各国がそれぞれの状況に応じて努力しているとのいくつかの委員国の発言があって記載が決議された。しかし別の委員国からは、関係締約国のうち１カ国のみが記載基準を満たしていない場合の扱いについて、検討の必要性が指摘されている。

また、広範囲で実践される無形文化遺産について、複数国による提案とする、あるいは提案国を加えるよう推奨するような文言を決議文に付加しようとする提案が、当該案件あるいは類似案件の提案に関心を持つと推察される委員国を中心に発せられた。たとえば、ルーマニアから代表一覧表への記

載が提案され記載勧告を受けた「ルーマニアのラドの舞踊」に対して、ハンガリーから提案を複数国に拡大するよう推奨するとの決議案の修正が提案され、ギリシャやトルコなど近隣の委員国が支持した。しかし、推薦書においても複数国にわたる実践であることに言及しており、記載が勧告された完全な提案書である、提案は強制されるべきではないとの反論が他の委員国からあり、採用されなかった。また、スロバキアから代表一覧表への記載が提案された「バグパイプ文化」に対しても、ハンガリーは同様の提案を行ったものの、やはり提案は強制されるべきものではないとして採用されなかった。

国際社会と地元の状況との関連：ウズベキスタンから代表一覧表への記載が提案された「綱渡り」について、地上から20～25mの高さに張られた綱の上を歩くという高い危険を伴いながら、また子供も参加している状況で、いかに適切に実践されているか国際社会に理解させる必要があることを評価機関に指摘され、情報照会が勧告・決議された。実践における動物の利用に関しては、評価機関から昨年と同様に、地元や地域では問題がないとしても、提案書では国際的な理解が得られるような説明が必要であると指摘された。また、地元特有の状況をどの程度考慮しているかについて委員国から質問があり、評価機関からは、案件名として地元での名称の併記が奨励されるなど、推薦書に記述されていれば地元特有の状況は考慮されている。ただし、国際的な理解も得られるような定義の明確化や説明が必要であるとの回答があった。

事務局からの要請による提案：先述したように、今回の政府間委員会での検討の対象となった案件が45件に減ったため、2014年の第９回政府間委員会で推薦した案件が情報照会勧告を受け、2016年サイクルでの再提案を予定していたサウジアラビアに対して、今回提案を行うかどうかの問い合わせを事務局が行い、急遽今回の検討対象に加えられた。この「アラルダ・アナジディヤ、サウジアラビアの踊り、太鼓および詩」について、評価機関による評価は情報照会であったが、このような事情を考慮して記載を求める委員国が大勢を占め、記載が決議された。

インベントリー（目録）の作成：先述のいくつかの事例にもあったように、インベントリーは保全の手法を決定する上で重要であるにもかかわらず、インベントリーの作成に関して課題のある提案書が多くあること、インベントリー作成に各締約国が努力しているものの、作成方法への理解が不十分で、中には案件の名称すら記述されていないようなものもあることが評価機関から指摘された。あわせて、基本的な必要項目を示した上で締約国が自由に記入項目を選択できるような、インベントリーの作成に関する指針を事務局が作成するよう要請した。

２－２　締約国からの報告（議題６、15.b）

24の締約国から2015年サイクルに提出された報告の概要及び要旨が提出された。報告は無形文化遺産保護条約のウェブサイトで閲覧可能である（http://www.unesco.org/culture/ich/en/10.COM/reports）。代表一覧表記載案件の状況に関する報告（議題6.a）について事務局から、24カ国という件数は予定の半分に過ぎず、また提出すべき年から１年～５年遅れて提出されている。報告が提出されない限り、政府間委員会は締約国が提出した報告の検討という条約上の任務[7]を果たせない。そのため、１年以上報告の提出が遅れている締約国に対し、報告を提出するまで代表一覧表や緊急保護一覧

表への記載などへの新たな提案を禁止できないかどうかについて、委員会での議論を提案した。これに対し委員国からは、多くの締約国が報告を提出していないことを遺憾とし「新たな提案を行う前に、必要な報告を提出するよう奨励する」旨の文言を決議へ盛り込む提案があり、協議の上採用された。

緊急保護一覧表記載案件の現状に関する締約国の報告（議題6.b）では、2010年に一覧表に記載された案件が報告提出の対象で、４件の報告が提出予定だったところ、期日までに提出されたのは１件で、他は事務局の再三の督促にもかかわらず提出されなかった。さらに、2009年記載の案件４件に関しても提出がなかった。ただし、2013年の第８回政府間委員会で提出が勧告された２件の案件に関する報告が提出されたため、審議の対象となった報告は全部で３件となった。報告は無形文化遺産保護条約のウェブサイトで閲覧可能である（http://www.unesco.org/culture/ich/en/10.COM/USL reports)。事務局からは、締約国が報告を提出しない事態への対処が定められていないことが指摘され、決議には議題6.aと同様、新たな提案を行う前に必要な報告を提出するよう奨励する旨の文言が盛り込まれた。

なお、第９回政府間委員会で提起された、アルメニアの報告に対し、同国と20年余りにわたって戦争状態にあるアゼルバイジャンから自国の案件が含まれているとの書簡が送られ、アルメニアからこれに反論する書簡が提出された事態への対処については、提案書に対する同様の事例を援用した手順が事務局から提案され、採択された（議題15.b)。

２－３　事務局の活動と国際的援助（議題７、８）

UNESCOの無形文化遺産担当の事務局の活動報告（議題7.b）では、事務局から、2014～2015年の２ヵ年度の開始以降の事務局（UNESCO本部の無形文化遺産部門及び地域事務所（Field Offices）を含む）の活動について報告した。報告によれば、事務局は条約の効果的な履行に大きく貢献しており、無形文化遺産部門や地域事務所も専門的な支援を実施しており、概して言えば着実に成果を重ねている。しかし、条約や運用指示書などに定められている事務局の役割は非常に大きく、人材不足が課題である。締約国の専門家派遣などの支援にも感謝する一方、昨年と同様、任期付きのスタッフの研修に多くの労力を要するため、抜本的な解決とはならないとの注意喚起を行っている。さらに、業務の質を保つため、重点化や優先順位設定の必要性にも言及した。このような事務局の説明に対し、事務局が人材育成（capacity building）に対して大きな役割を果たしたことが多くの委員国から指摘された。

2016年～ 2017年の無形文化遺産基金の予算案（議題８）については事務局から、締約国が支援を約束したにもかかわらず期日どおりに支払われない例が多いこと、国際的援助に59％の予算が配分されているにもかかわらず要請が少ないこと、書式が複雑で要請を諦めたとの意見があったことなどが報告された。また国際的援助は人材育成関連の要請が多いため、金銭的な支援に限定せず、人材育成の実施のために用いることができないか検討していることが紹介された。国際的援助に配分された予算を人材育成に用いることに多くの委員国が賛同し、申請書の書式の簡略化についても支持を得た。

２－４　評価機関（Evaluation Body）の設立について（議題５、12、13、16）

評価機関の構成員の任期は４年を超えてはならない[8)]。しかし、12名の構成員は毎年その４分の１が改選されるため、初めて評価機関が選出された第９回政府間委員会では、構成員の任期は３名ずつそれぞれ１年、２年、３年及び４年とされ、選出された12名についてくじ引きにより任期が決定された[9)]。今回は、任期を１年とされた３名が改選の対象となっている。これに先立ち、評価機関に選出される可能性のある認定NGOの適格性に関する審議が行われた（議題16）。認定NGOについての評価はこれまで毎回の政府間委員会で実施されていたが、最終的な認定を行う締約国総会が偶数年の開催であるため、今回から２年に１度、奇数年に政府間委員会で審議することが定められている。また、評価機関の選出の手順に関連して、秘密投票に関する規定の検討が行われ、２カ国以上の委員国が要請すれば秘密投票を行う事が可能であり、ロール・コール[10)]の要請が同時にあった場合には、秘密投票の要請が優先されることが定められた（議題５）。評価機関の選出にあたっては、ベルギーとラトビアが秘密投票を希望したため、上記の規定に基づき、秘密投票によって今回改選対象となった委員国以外の締約国の専門家１名、認定NGO ２団体の評価機関が選出された（議題12）。

また、2016年の第11回政府間委員会で扱う提案書の件数について、各締約国が少なくとも２年に１件の提案を検討対象とできるとの決議[11)]に基づき、第10回政府間委員会での評価対象外となった先述の11件の提案を最優先としたうえ、合計51件[12)]とすることが決まった。そのため、日本の提案「山・鉾・屋台行事（Yama, Hoko, Yatai, float festivals in Japan）」も2016年の評価対象となる。さらに、2017～2018年サイクルで扱う提案書の総数について、2015年～ 2016年と同様に年50件を上限とすることとなった（議題13）。

２－５　運用指示書（Operational Directives）の改訂について（議題14.b）

先述したように、第10回政府間委員会では、第９回政府間委員会で変更された代表一覧表記載提案に対する情報照会オプションの定義が適用され、評価が実施された。今回はこれに加えて、代表一覧表以外の枠組みに対しても情報照会オプションを適用することが採択された。2016年の第11回政府間委員会から、緊急保護一覧表への記載提案、ベスト・プラクティスの提案及び国際的援助の要請の提案に対しても、情報照会オプションが選択可能となる。

２－６　その他（議題19）

ベトナムから、緊急保護一覧表に記載されている自国の案件「ベトナム、フート省の歌謡ソアン（Xoan singing of Phú Thọ Province, Viet Nam）」について、保護のための取り組みが成果を上げ、緊急保護の必要性が失われたとして、新たに提案書を提出のうえ代表一覧表へ移行することが可能かどうかとの質問があった。政府間委員会ではベトナムの取り組みを称賛する一方、前例がないため、試験的な事例として扱うのが適切であるとした。そこで、締約国は2016年にこの案件について、新規提案と同様に代表一覧表への記載提案書を提出したうえ、2017年の政府間委員会での検討の対象とすることとなった。

２－７　第11回政府間委員会の開催地、ビューローメンバーの決定（議題17、18）

第11回政府間委員会はエチオピアが招聘・開催を希望したため、2016年11月28日（月）～12月２日（金）にエチオピアのアジスアベバで開催することが決議された（議題17）。ビューローメンバー（議題18）は、議長がMr. Yonas Desta Tsegaye（エチオピア）、副議長国がトルコ（グループⅠ）、ブルガリア（グループⅡ）、セントルシア（グループⅢ）、韓国（グループⅣ）、アルジェリア（グループⅤ(b)）、ラポラトゥールがMr. Murat Sogangoz（トルコ）と決まった。

３．委員会で示された課題、及び無形文化遺産保護条約履行に関する今後の取り組み

ここでは、政府間委員会の審議で示されたいくつかの課題を取り上げ、その意味と今後の展望について述べる。

３－１　代表一覧表記載提案・審議に関する手続きの変更とその影響

今回の第10回政府間委員会から、すべての体系について単一の評価機関による評価・勧告が行われることになった。また、前回再定義された代表一覧表記載提案に対する情報照会オプション及び不記載オプションが適用されるようになった。このような評価方法の変更について、昨年の論考では審議取り下げの案件の減少や、評価基準の曖昧さの解消など肯定的な変化が期待される一方、情報照会勧告が増えることで、逆転で記載決議を得ることを期待して審議が長時間化したり、委員国以外から選出された評価機関が提案する勧告であるため、勧告を覆すことへの歯止めが利かなくなるとの懸念を表明した[13)]。今回の審議を見ると、肯定的な変化は概ね昨年の予想通りであった。不記載勧告は大幅に減り、情報照会勧告を受けた案件については全て政府間委員会での審議が行われた。評価機関からは、単一の機関が全ての体系について評価を行ったので、同一の判断基準に基づいて評価を実施することができたと報告されている。

このように、評価機関に関する評価は評価機関自身からも委員国からも肯定的で、評価機関の設置目的は達成されたように見える。しかし、新たに提供された情報まで考慮せよとの意見は少ないもののあり、また、提案書の所定の場所以外に記載された情報も考慮するようにとの主張も目立った。情報照会勧告のうち記載が決議されたのは４件で、昨年の１件より増えている。それでもなお、最近の世界遺産委員会に比べれば評価機関の勧告が覆ることは少ない印象がある。決議案の改訂として記載が提案されても、広範な支持を得られず勧告が覆らなかった案件も複数あった。

委員国以外の締約国の専門家と認定NGOにより構成され、最長４年間継続して務めることのできる評価機関は、より高い公正性と、専門性・継続性を有する一方、委員国自身が選出していることは以前の諮問機関や補助機関と同様である。これらによって、委員国にとって評価機関の勧告を覆すことへの抵抗を強める効果が、今のところは得られているように思われた。

３－２　政府間委員会の議事進行

議事進行について、昨年の第９回政府間委員会では「広範な支持を得たかどうか」に関する議長の

判断が、一部の審議において恣意的であるように見えた。これに対し今回の議長は、政府間委員会の判断を求める必要が生じた場合は、委員国に挙手をさせ挙手した国の数を声に出して数え、挙手の数が会場全体にわかるようにしていた。このことは、物言わぬ多数派の意見を適切に反映させ、評価機関の勧告を覆させないことにも有効であったように感じる。また、今回は決議案の改訂や発言を希望する場合には、審議開始予定日である会期２日目の朝までに決議案の改訂に関する意見を寄せることとし、意見がない場合は原則として議論を行わないとの申し合わせを会期前にビューロー会議[14]で行い、進行の円滑化を図った。事前の申請がない委員国からの発言要求にも応じるものの、議事録に残すことのみを目的とした賛辞など不必要な発言を抑止する、また事前の発言内容の整理を促す効果はあったと思われる。議論が長引いた案件もあって夜間セッションが２回行われたが、意思決定過程の不透明さはなく、円滑に運営されていた。

無形文化遺産保護条約の事務局は小規模ながら多くの業務をこなし、政府間委員会でもこれまでと同様、世界遺産条約に影響されての締約国の発言に対し、無形文化遺産保護条約とは運用指示書や手続規則の定めに差異があると幾度も反論する様子が見られた。しかし、事務局の業務を統括してきたCecile Duvelle事務局長は2015年末で引退したため、2016年以降の事務局の対応の変化が懸念となる。

３－３　無形文化遺産保護条約履行における人材育成・能力向上の必要性

前回と同様、専門的能力の向上のための人材育成に関する支援の必要性が関連するさまざまな議題で指摘されていた。国際的援助に対して配分された無形文化遺産基金の予算を、締約国への資金提供だけではなく、人材育成のためのプログラムの実施へ配分することも事務局から提案されている。

提案書の作成について、評価機関からは不備や記述欄の誤りの多さが指摘されている。また、インベントリーの作成に関する指針の必要性も指摘された。政府間委員会での審議では、各締約国の個別の事情を考慮しなければならず、インベントリー作成の指針策定は困難であるとの意見もあった。しかし、案件の名称や実践場所、担い手であるコミュニティなど必須項目はあり、どのような性質の案件であるかの情報も必要であろう。案件の分類は、締約国や地域に特有の事情を考慮しつつ、対外的にも理解可能でなければならない。このような、各締約国で実践されている無形文化遺産の特徴を把握したうえでの合理的な分類項目の作成などは、無形文化遺産に深い理解を有する専門家の領域であると考えられ、日本の専門家が実施する国際的援助としても有意義なものになりうると考える。

３－４　日本からの代表一覧表記載への提案

代表一覧表記載への日本の案件の提案に関しては、今後も困難な状況は続くだろう。年50件という検討件数の上限が適用されたことにより、第10回政府間委員会に向けての提案案件には11件の「積み残し」が発生し、2017年～2018年も上限の件数は変更されないことが決まっている。そのため、今後も積み残される案件が増えると考えられる。さらに、50件の審議対象案件を決めるにあたり優先度[iii]とされた締約国が有する案件の件数の上限は今回は７件であったが、次回は３件と定められ、積み残しの処理もあって審議対象となる条件がより厳格化されている。積み残しは自動的に翌年の検討対象となることから、新規の提案はいっそう困難となる。2016年３月現在、日本の代表一覧表記載案

件は22件で、現状の上限では、他の締約国からの提案件数が極端に少ない場合を除き、日本単独による提案は２年に１度しか検討対象にすることができない。一方、複数国による提案は、１件も記載案件を持たない締約国による提案に次いで、優先度 [ii] の検討対象となる。第10回政府間委員会では韓国が単独提案した案件は検討対象とならなかったが、「綱引きの儀式と競技」をベトナム、フィリピン、カンボジアとともに提案し、記載決議を得ている。もし、より多くの案件の代表一覧表への記載を希望するのであれば、複数国による提案の主導、あるいはこのような提案への参加を検討する必要もあると思われる。また、日本単独の提案の場合は、単一の提案にできる限り多くの構成要素を包含する工夫も必要であろう。日本の場合は、これまでに提案された案件のほとんどは国指定文化財もしくは選定保存技術である。今後は、国指定のみならず、地方指定あるいは未指定の無形文化財も把握し、公的なインベントリーに掲載することも必要になるかもしれない。ただし、いずれの場合も牽強付会であってはならず、専門的な見地から共通性の説明が可能でなければならない。

４．おわりに

ここでは、無形文化遺産保護に関する第10回政府間委員会での議論の概要と、議論から見出された課題及び課題への対応について簡単に述べた。締約国が166カ国となった現在も、無形文化財保護の長い歴史を有する日本の存在感はあると感じる。日本の専門家との交流を希望して筆者らを訪れた締約国やカテゴリー２センター[15)]の関係者もあり、日本の豊富な経験に学びたいと明言した関係者も複数あった。今回は、日本からの提案案件がなく、また遠方での開催であったためか、日本の関係者の参加が非常に少なかったことは残念だ。無形文化遺産の保護に関する政府間委員会を、単に日本の案件が代表一覧表に記載される瞬間を見届けるためではなく、日本のさまざまな立場の関係者が各締約国やNGO、カテゴリー２センターなどの関係者と交流し、今後の無形文化遺産保護に関する国際協力を含めた事業の展開について情報を収集し、検討する機会として活用する必要もあると考えた。人材育成の必要性が事務局・政府間委員会において強く認識され、無形文化遺産基金の使途も人材育成への比重を強めようとしている中、専門性において日本が果たす役割は大きいはずだ。近年の政府間委員会での議論を見れば、無形文化遺産保護条約の運用は変化の途上にあって、情報照会オプションの適用や評価機関の設置などは肯定的に作用しているようである。このような状況で我が国も、自国の案件の代表一覧表への記載について、日本の無形文化遺産の知名度の向上や地域の活性化といった効果の追求のみならず、記載を通じて代表一覧表全体の多様化に貢献するとの視点が必要である。さらに、これまでの無形文化遺産に関する調査研究や保護に関する経験を活用し、各締約国の能力向上を含む、無形文化遺産保護条約関連の活動の専門性向上にも貢献することが必要と思われる。

《注》

１）昨年の報告では161カ国。2015年４月以降、クウェート、マーシャル諸島、アイルランド、カボベルデ、ガーナ（批准が早い順）が条約を批准した。

２）それまでに「人類の口承及び無形遺産に関する傑作の宣言（傑作宣言）」の対象となった案件90

件も代表一覧表に移行されたため、記載案件の総数は336件である。

3）政府間委員会の手続規則第16.1段落に、ラポラトゥールが政府間委員会又はビューロー会議もしくはその一部に参加できなくなった場合、その職務を副議長が務めると規定されている。

4）北アフリカのアラビア語圏を除く地域。

5）Decision 9.COM 11

6）2015年については７件が上限とされたが、2016年は３件となった。50件という審議件数の総数が決まっているため、50件に収めるためにこの件数は毎年見直される。

7）無形文化遺産保護条約第7条(f)

8）運用指示書第28段落

9）ITH/14/9.COM/11

10）１カ国ずつ国名を読み上げて、呼ばれた国が口頭で賛成・反対・棄権の意思表示を行うという投票方法。締約国ごとの投票行動が明確となる。

11）Decision 8 COM 10

12）2016年の検討対象となる案件は無形文化遺産保護条約のウェブサイトで公開されており、2016年３月５日現在は50件が一覧表に掲載されている。http://www.unesco.org/culture/ich/en/submitting-states-and-priorities-for-2016-dynamic-00841

13）二神葉子（2015）：無形文化遺産の保護に関する第９回政府間委員会における議論の概要と今後の課題　無形文化遺産研究報告第９号、pp.25-39

14）ビューロー会議は政府間委員会の議長、１名以上の副議長及びラポラトゥールで構成され（政府間委員会の手続規則第12.1段落）、政府間委員会の業務を調整する（同　第12.2段落）。

15）カテゴリー２センター（Category 2 centres under the auspices of UNESCO）とは、世界、地域及び地域間での活動を通じてUNESCOの目的の達成に貢献するため、UNESCOの加盟国が設立・出資する組織である。法的にはUNESCOの一部ではないが、UNESCOとセンターを運営する加盟国との公式な合意に基づいて連携して活動する。日本では、平成23年に独立行政法人国立文化財機構アジア太平洋無形文化遺産研究センターが設立されている。

Topics of the Tenth Session of the Intergovernmental Committee for the Safeguarding of the Intangible Cultural Heritage and Issues Raised through Discussions

FUTAGAMI Yoko

The tenth session of the Intergovernmental Committee for the Safeguarding of the Intangible Cultural Heritage was held from 30 November to 4 December, 2015 in Windhoek, Namibia. During the session, 23 elements of intangible cultural heritage were inscribed on the Representative List of the Intangible Cultural Heritage of Humanity (Representative List). This year, there was no element nominated from Japan for inscription. The number of elements for discussion each year is limited to 50, and over-represented countries such as Japan could not have their nomination files evaluated even though they were submitted.

From this session, a single body named the Evaluation Body evaluated the nominations to the Urgent Safeguarding List and the Representative List, proposals to the Register of Best Safeguarding Practices, and requests for International Assistance greater than US$25,000 instead of the former Subsidiary Body and Consultative Body. Because the body is comprised of experts from the States Parties other than the Committee Members and accredited NGOs, credibility and transparency of the evaluation process of the files seemed to have improved from those of the former Subsidiary Body whose members were chosen from the Committee Members. The Evaluation Body reported that it could evaluate the files of all mechanisms with the same standard. The re-defined referral and not-to-inscribe options were also applied for the first time to the evaluation of nomination files to the Representative List. There was only one element recommended 'not to be inscribed' on the List; in contrast the number of the files recommended to be referred back to the States Parties was increased from 6 at the last session to 15.

As for the quality of the nomination files, the Evaluation Body pointed out that sometimes information was missing, incorrect, or misplaced. The body also suggested that the Secretariat provide a guideline for establishing inventories of intangible cultural heritage. There were opinions at the Committee that it is difficult to compile a manual on how to develop inventories since the cultural contexts of the States Parties vary. However, the author considers that there are some attributes essential for an inventory, such as the name of the element, place or communities to practice the element. On the other hand, classification that is understandable internationally should be developed, considering the characteristics of the elements practiced in the different context of each State Party. The author thinks that this kind of classification should be made by experts who

are highly knowledgeable about intangible cultural heritage and that such exercise could be a good item of international support by Japanese experts.